

横植協会 05-25 号
令和5年 11 月 22 日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

(輸入青果物関係)

【チリ共和国 Metropolitan 州 Maipo 郡、同州 Talagante 郡におけるチチュウカイミバエの根絶による検疫規制地域の解除、Coquimb 州 Limari 郡における同虫発生による検疫規制地域の設定について】

植物防疫所ホームページのトップページ「注目情報」に、令和5年11月20日付で掲載されていますので、お知らせします。

【現在の発生地域】

Atacama 州 Copiapo 郡、Coquimbo 州 Elqui 郡及び同州 Limari 郡、Metropolitan 州 Cordillera 郡及び同州 Santiago 郡、Valparaiso 州 Los Andes 郡及び同州 San Felipe de Aconcagua 郡内の一部地域

[今回の追加地域] Coquimbo 州 Limari 郡

[今回の根絶地域] Metropolitan 州 Maipo 郡、同州 Talagante

チリの一部地域にチチュウカイミバエが発生し、チリ政府による緊急措置が講じられた場合には、チリ側で以下の措置をとることが日本とチリ政府との間で取り決められています。

『植物検疫証明書(phytosanitary certificate)に、生産州(Region)及び郡名(Province)を記載すること。』

検疫規制地域が含まれる生産郡で生産されたチチュウカイミバエの寄主植物に対しては、検疫規制地域からの生産物ではないことを証明するため、『「This fresh fruits have not been grown in the area where quarantine regulations Apply.(生果実は検疫規制地域内で生産されたものではない)」旨を検査証明書に記載すること。』

同ホームページの「よくあるご質問(輸入編)」Q22 の A(下記 URL)に、チリ共和国でチチュウカイミバエが発生した場合の検疫規制についての詳細が記載されています。

[よくあるご質問\(輸入編\):植物防疫所 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

以上